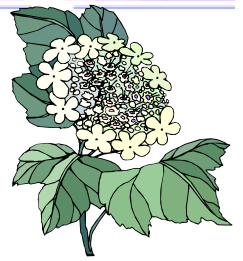


事務センターだより

第61号
平成21年6月1日
亀山市学校事務センター(文責:西口)



色とりどりのアジサイが曇り空に映える頃となりました。間もなく梅雨入りを迎える時季です。湿気の多くなる季節を迎え、新型インフルエンザの流行は少し落ち着いてくるのでしょうか。

教員特殊業務手当

教職調整額(給料月額4%)を受給している教員に対して、右表の業務に従事した場合の手当(教員特殊業務手当)が支給されます。

支給されるためには、**特殊勤務実績簿**を毎月末までに提出しなければなりません。また、実績簿提出にあたっては証拠書類の添付をしてください。

●修学旅行、対外試合引率

……実施計画書、開催要項

●部活動……月間指導計画書

ただし、計画書等の記載と実績に変更があった場合はその旨を記載しておく

- 非常災害時等の緊急業務で下記のもの
 - イ 児童生徒の保護、防災、復旧業務
1日につき 6,400円
 - ロ 児童生徒の負傷疾病の救急業務
1日につき 3,000円
 - ハ 児童生徒に対する緊急の補導業務
1日につき 3,000円
- 修学旅行、林間学校、臨海学校等引率指導業務で泊を伴うもの
1日につき 3,400円
- 対外運動競技への引率指導業務(下表参照)
1日につき 3,400円
- 入学試験業務
1日につき 900円
- 週休日等の部活動指導業務
1日につき 2,400円
 - 〔従事時間 2～4時間未満 1,200円〕
 - 〔従事時間 6時間を超える 3,000円〕

中体連大会引率等にかかる勤務の取扱について

亀山市中学校長会統一事項 H21.4.24

対象者	大会等の開催日	会場	旅行命令書	出勤簿の表示	振替の有無	特殊業務手当	旅費	備考
春季大会・新人大会	顧問(引率者)	週休日	勤務校	出勤印	有			
					無	支給		
		勤務校以外	○	出張	有		一般旅費	
			○	出張	無	支給	一般旅費	
地区大会・県総体	顧問(引率者)※1	週休日	勤務校以外	○	出張	有	学校部活動振興事業費	※1 事業費対象になる顧問各種目 1～2名
			○	出張	無	支給	学校部活動振興事業費	
	顧問(引率者)※2	週休日	勤務校以外	○	出張	有	一般旅費(校長判断による)	※2 上記※1以外の顧問
			○	出張	無	支給	一般旅費(校長判断による)	
	顧問	週休日	勤務校		表示なし	無	支給	
	顧問(引率者)※1	休日	勤務校以外	○	出張	代休指定なし	学校部活動振興事業費	※ 限定4項目以外のため、勤務を命ずることができない
	顧問(引率者)※2		○	出張	代休指定なし	支給	一般旅費(校長判断による)	
	顧問		勤務校		代休指定なし	支給		
	顧問以外(大会関係者)	週休日	勤務校	出勤印	有			
			勤務校以外	○	出張	有	一般旅費 あるいは 中体連から別途支払	
協会・連盟主催	顧問(引率者)	週休日	勤務校以外	○	出張	有	一般旅費	各部認められた(1試合に限る)中体連共催大会

教員の職務と勤務態様の特殊性に鑑み、たとえ教員が時間外勤務を行っても時間外勤務手当は支給されません。その職務を勤務時間の内外を問わず包括的に評価し、給料相当の性格を有する給与として給料月額の4%が支給されています。

限定4項目以外の業務については時間外勤務を命ずることはできないが、教員が自発的に勤務時間外に勤務することを制限しているものではありません。

これらの勤務も含めて、教職調整額により給与上の評価がなされています。

教職調整額は給料に含まれるものであるため、期末勤勉手当や退職手当などにも反映されます。

教職調整額とは(給料月額×4%)